

- 運転免許取得者等教育（更新時講習同等課程及び高齢者講習同等課程）の運用について（通達）

（令和4年5月9日付け香運免第177号）

「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和4年5月9日付け香運免第176号。以下「基本通達」という。）が発出されたことに伴い、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）第1条第6号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）及び同条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の運用要領について下記のとおり定め、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 認定の審査

更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程の認定の審査に当たっては、基本通達第

1の1(1)のほか、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第1項又は第2項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第5条第2項の規定により同条第1項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2) 教育計画書

認定教育規則第5条第2項第7号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 認定教育規則第4条第1項第2号の表又は第2項第2号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ 1回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ 年間の実施回数

エ その他必要な事項

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程認定の審査に当たっては、当該課程の内容が更新時講習（道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習実施要領の改正について」（令和4年5月9日付け香運免第173号。以下「高齢者講習運用通達」という。）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

- (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。
- (イ) 受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別紙に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、必要に応じて、当該者が別紙に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第1号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第2号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第 108 条の 32 の 2 第 5 項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 終了証明書の交付

認定教育規則第 8 条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を終了した者に対し、同規則第 8 条各号に定める終了証明書を交付させること。

4 帳簿

認定教育規則第 9 条の規定により特定教育を行う者が備えることとされている帳簿の様式については、別記様式第 3 号に準じて定めること。

なお、同条第 1 項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる（認定教育規則第 10 条第 1 項）。

5 報告

法第 108 条の 32 の 2 第 4 項において準用する法第 98 条第 5 項の規定により、特定教育を行う者から、次の報告を求めるものとする。

(1) 定期報告

- ア 運転免許取得者等教育の課程ごとの年間実施回数及び受講者数
- イ その他都道府県公安委員会が必要と認める事項

(2) 随時報告

- ア 運転免許取得者等教育の運転に係る事故（その都度）
- イ 運転免許取得者等教育指導員の交通事故（その都度）
- ウ その他都道府県公安委員会が必要と認める特異事項（その都度）

(3) 実施結果の報告及び登録

高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育について法第 108 条の 32 の 2 第 1 項の認定を受けた者が、当該課程を実施したときは、教育結果を速やかに報告させること。

この場合において、報告内容及び実施結果の登録については、高齢者講習運用通達第 5 の 5 に準拠すること。

6 経過措置等に関する留意事項

運転免許証の更新期間が満了する日が令和4年11月13日の前日以前である75歳以上の者に対する高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育については、改正法の施行の日（令和4年5月13日。以下「施行日」という。）以後においても、その者が受けた認知機能検査の結果に基づいて行う必要があることに留意すること。

また、今般、認定の要件が改正される高齢者講習同等課程については、改正法の施行の際、現に認定を受けている場合であっても、施行日以後に高齢者講習同等課程に係る指定を受けた上で改めて認定を受ける必要があることに留意すること。

なお、施行日以後に行う高齢者講習同等課程に係る指定及び認定に関する準備（提出を受ける予定の申請書等の内容の確認等）は、施行日前においても行って差し支えない。ただし、申請書等の受付並びに法第108条の32の2第1項の規定による認定及び同条第2項の規定による当該認定をした旨の公示については、施行日以後に行うこと。

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であつて運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数に委託講習を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

- (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
- (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

（別記様式 省略）